

令和 5 年第四回定例会提出議案一覧

予算案件（12件）

整理 番号	議番号	案 件	所管課
1	243	令和 5 年度熊本市一般会計補正予算	財政局 財政課
2	244	令和 5 年度熊本市国民健康保険会計補正予算	財政局 財政課
3	245	令和 5 年度熊本市介護保険会計補正予算	財政局 財政課
4	246	令和 5 年度熊本市後期高齢者医療会計補正予算	財政局 財政課
5	247	令和 5 年度熊本市農業集落排水事業会計補正予算	財政局 財政課
6	248	令和 5 年度熊本市競輪事業会計補正予算	財政局 財政課
7	249	令和 5 年度熊本市植木中央土地区画整理事業会計補正予算	財政局 財政課
8	250	令和 5 年度熊本市奨学金貸付事業会計補正予算	財政局 財政課
9	251	令和 5 年度熊本市病院事業会計補正予算	財政局 財政課
10	252	令和 5 年度熊本市水道事業会計補正予算	財政局 財政課
11	253	令和 5 年度熊本市下水道事業会計補正予算	財政局 財政課
12	254	令和 5 年度熊本市交通事業会計補正予算	財政局 財政課

条例案件（19件）

整理 番号	議番号	案 件	所管課
1	255	熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	総務局 労務厚生課
2	256	熊本市長等の給与に関する条例の一部改正について	総務局 労務厚生課
3	257	熊本市企業管理者の給与に関する条例の一部改正について	総務局 労務厚生課
4	258	熊本市教育長の給与等に関する条例の一部改正について	総務局 労務厚生課
5	259	熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について	総務局 労務厚生課
6	260	熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	総務局 労務厚生課
7	261	アナログ規制を見直すための関係条例の整備に関する条例の制定について	総務局 情報政策課
8	262	熊本市消防事務に関する手数料条例の一部改正について	消防局 指導課
9	263	熊本市手数料条例の一部改正について	文化市民局 地域政策課
10	264	熊本市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について	文化市民局 地域政策課
11	265	熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例の一部改正について	教育委員会 教職員課
12	266	熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例及び熊本市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正について	教育委員会 教職員課
13	267	熊本市国民健康保険条例の一部改正について	健康福祉局 国保年金課
14	268	熊本市老人福祉センター条例の一部改正について	健康福祉局 高齢福祉課
15	269	熊本市高齢者生きがい作業所条例の一部改正について	健康福祉局 高齢福祉課
16	270	熊本市旅館業法施行条例の一部改正について	健康福祉局 生活衛生課
17	271	熊本市自転車競走条例の一部改正について	経済観光局 競輪事務所

整理 番号	議番号	案 件	所管課
18	272	熊本市道路占用料徴収条例の一部改正について	都市建設局 土木総務課
19	273	熊本市都市公園条例の一部改正について	都市建設局 みどり政策課

その他の案件（171件）

整理 番号	議番号	案 件	所管課
1	自274 至290	市道の認定について（17路線）	都市建設局 土木総務課
2	自291 至292	市道の廃止について（2路線）	都市建設局 土木総務課
3	293	当せん金付証票の発売について	財政局 財政課
4	294	訴えの提起について（損害賠償金等の支払に係る求償金請求事件）	都市建設局 土木総務課
5	295	調停の成立について（写真の無断使用に係る解決金の額の確定）	南区役所 総務企画課
6	296	公の施設の他の団体の利用に関する協定について	教育委員会 図書館
7	297	指定管理者の指定について（国際交流会館）	政策局 国際課
8	298	指定管理者の指定について（祖崇廟納骨堂）	文化市民局 人権政策課
9	299	指定管理者の指定について（現代美術館）	文化市民局 文化政策課
10	300	指定管理者の指定について（白川公園、中央公民館）	中央区役所 中央区まちづくり センター
11	301	指定管理者の指定について（植木健康福祉センター）	健康福祉局 健康福祉政策課
12	302	指定管理者の指定について（南部在宅福祉センター）	健康福祉局 健康福祉政策課
13	303	指定管理者の指定について（東部在宅福祉センター、東老人福祉センター）	健康福祉局 健康福祉政策課 高齢福祉課
14	304	指定管理者の指定について（北老人福祉センターほか3施設）	健康福祉局 高齢福祉課
15	305	指定管理者の指定について（西里老人福祉センター）	健康福祉局 高齢福祉課
16	自306 至432	指定管理者の指定について（老人憩の家）（127施設）	健康福祉局 高齢福祉課
17	433	指定管理者の指定について（高齢者技能習得センター）	健康福祉局 高齢福祉課

整理 番号	議番号	案 件	所管課
18	434	指定管理者の指定について（障害者福祉センター希望荘）	健康福祉局 障がい福祉課
19	435	指定管理者の指定について（共同利用施設託麻東部会館）	環境局 環境政策課
20	436	指定管理者の指定について（西部交流センター）	環境局 環境施設課
21	437	指定管理者の指定について（三山荘）	環境局 東部環境工場
22	438	指定管理者の指定について（熊本城ホール、辛島公園地下 駐車場、辛島公園地下自転車駐車場、辛島公園地下通路、 くまもと街なか広場、辛島公園、花畑公園）	経済観光局 誘致戦略課 都市建設局 市街地整備課
23	439	指定管理者の指定について（総合体育館・青年会館、田迎 公園運動施設、南部総合スポーツセンター、総合屋内プー ル、託麻スポーツセンター、水前寺野球場、水前寺競技 場、城南総合スポーツセンター、植木中央公園運動施設、 城南B & G海洋センター）	経済観光局 スポーツ振興課
24	440	指定管理者の指定について（城南地域物産館）	農水局 西南部農業 振興センター 農業振興課
25	自441 至442	指定管理者の指定について（自転車駐車場）（2件）	都市建設局 自転車利用推進課
26	443	特定事業契約締結について（熊本市営高平団地・大窪団地 集約建替事業）	都市建設局 住宅政策課
27	444	工事請負契約締結について（（長寿命化）アスファルト富合空 調設備その他改修工事）	総務局 工事契約課

報告案件（13件）

整理 番号	報番号	案 件	所管課
1	52	歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策の実施状況について	健康福祉局 健康づくり推進課
2	53	中小企業の振興に関する施策の実施状況並びに熊本市中小企業活性化会議における審議の経過及び結果について	経済観光局 経済政策課
3	54	権利の放棄の報告について（熊本市中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例に基づく権利の放棄）	経済観光局 商業金融課
4	55	専決処分の報告について（熊本市災害援護資金償還金の支払督促の申立てに係る訴えの提起）	健康福祉局 健康福祉政策課
5	56	専決処分の報告について（一般県道砂原四方寄線（池上工区）谷尾崎高架橋下部工（P2）工事請負契約の変更）	総務局 工事契約課
6	57	専決処分の報告について（一般県道砂原四方寄線（池上工区）花園高架1号橋橋梁上部工工事請負契約の変更）	総務局 工事契約課
7	58	専決処分の報告について（都市計画道路池田町花園線外1線道路改良工事請負契約の変更）	総務局 工事契約課
8	59	専決処分の報告について（熊本地震に伴う熊本競輪場施設改修工事（その2）請負契約の変更）	総務局 工事契約課
9	60	専決処分の報告について（熊本地震に伴う熊本競輪場施設改修電気設備工事請負契約の変更）	総務局 工事契約課
10	61	専決処分の報告について（熊本地震に伴う熊本競輪場施設改修機械設備工事請負契約の変更）	総務局 工事契約課
11	62	専決処分の報告について（熊本競輪場競走路建設工事請負契約の変更）	総務局 工事契約課
12	63	専決処分の報告について（熊本競輪場競走路舗装工事請負契約の変更）	総務局 工事契約課
13	64	専決処分の報告について（白川小学校校舎増改築工事請負契約の変更）	総務局 工事契約課

令和5年第四回定例会提出議案一覧

【 条例案件 】

整理番号 議番号	件名、提出理由及び主な内容等
【 1 】 議第 255 号	件名：熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について ＜改正理由＞ 人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告に基づいた本市職員の給与の改定をするため、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ 1 一般職職員の給料月額引上げ 2 令和5年（2023年）12月支給の期末手当・勤勉手当の支給割合の改定 (1) 一般職職員（特定管理職員を除く。） - ア 定年前三任用短時間勤務職員以外の職員 期末 1.2 月分 → 1.25 月分（+0.05 月分） 勤勉 1.0 月分 → 1.05 月分（+0.05 月分） - イ 定年前三任用短時間勤務職員 期末 0.675 月分 → 0.7 月分（+0.025 月分） 勤勉 0.475 月分 → 0.5 月分（+0.025 月分） (2) 特定管理職員 - ア 定年前三任用短時間勤務職員以外の職員 期末 1.0 月分 → 1.05 月分（+0.05 月分） 勤勉 1.2 月分 → 1.25 月分（+0.05 月分） - イ 定年前三任用短時間勤務職員 期末 0.575 月分 → 0.6 月分（+0.025 月分） 勤勉 0.575 月分 → 0.6 月分（+0.025 月分） 3 令和6年度（2024年度）以降の期末手当・勤勉手当の支給割合の整備 (1) 一般職職員（特定管理職員を除く。） - ア 定年前三任用短時間勤務職員以外の職員 期末 6 月支給 1.2 月分 → 1.225 月分 12 月支給 1.25 月分 → 1.225 月分 勤勉 6 月支給 1.0 月分 → 1.025 月分 12 月支給 1.05 月分 → 1.025 月分 - イ 定年前三任用短時間勤務職員 期末 6 月支給 0.675 月分 → 0.6875 月分 12 月支給 0.7 月分 → 0.6875 月分 勤勉 6 月支給 0.475 月分 → 0.4875 月分 12 月支給 0.5 月分 → 0.4875 月分 (2) 特定管理職員 - ア 定年前三任用短時間勤務職員以外の職員 期末 6 月支給 1.0 月分 → 1.025 月分 12 月支給 1.05 月分 → 1.025 月分 勤勉 6 月支給 1.2 月分 → 1.225 月分 12 月支給 1.25 月分 → 1.225 月分 - イ 定年前三任用短時間勤務職員 期末 6 月支給 0.575 月分 → 0.5875 月分 12 月支給 0.6 月分 → 0.5875 月分 勤勉 6 月支給 0.575 月分 → 0.5875 月分 12 月支給 0.6 月分 → 0.5875 月分 ＜施行日＞ 改正内容1 → 公布の日（令和5年（2023年）4月1日適用） 改正内容2 → 令和5年（2023年）12月1日 改正内容3 → 令和6年（2024年）4月1日

【2】 議第 256 号	件名：熊本市長等の給与に関する条例の一部改正について ＜改正理由＞ 一般職の給与改定の実施に伴い、市長等の期末手当の改定をするため、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ 1 令和5年（2023年）12月支給の期末手当の支給割合の改定 1.65 月分 → 1.75 月分（+0.1 月分） 2 令和6年度（2024年度）以降の期末手当の支給割合の整備 6月支給 1.65 月分 → 1.7 月分 12月支給 1.75 月分 → 1.7 月分 3 熊本市長の期末手当の特例に関する条例（令和2年条例第47号）の廃止 ＜施行日＞ 改正内容1 → 令和5年（2023年）12月1日 改正内容2 → 令和6年（2024年）4月1日 改正内容3 → 公布の日
【3】 議第 257 号	件名：熊本市企業管理者の給与に関する条例の一部改正について ＜改正理由＞ 一般職の給与改定の実施に伴い、企業管理者の期末手当の改定をするため、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ 1 令和5年（2023年）12月支給の期末手当の支給割合の改定 1.65 月分 → 1.75 月分（+0.1 月分） 2 令和6年度（2024年度）以降の期末手当の支給割合の整備 6月支給 1.65 月分 → 1.7 月分 12月支給 1.75 月分 → 1.7 月分 ＜施行日＞ 改正内容1 → 令和5年（2023年）12月1日 改正内容2 → 令和6年（2024年）4月1日

【４】 議第 258 号	件名：熊本市教育長の給与等に関する条例の一部改正について ＜改正理由＞ 一般職の給与改定の実施に伴い、教育長の期末手当の改定をするため、 所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ 1 令和５年（２０２３年）１２月支給の期末手当の支給割合の改定 1.65 月分 → 1.75 月分（+0.1 月分） 2 令和６年度（２０２４年度）以降の期末手当の支給割合の整備 ６月支給 1.65 月分 → 1.7 月分 １２月支給 1.75 月分 → 1.7 月分 ＜施行日＞ 改正内容１ → 令和５年（２０２３年）１２月１日 改正内容２ → 令和６年（２０２４年）４月１日
【５】 議第 259 号	件名：熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について ＜改正理由＞ 人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告に基づいた本市特定任期付職員の給与の改定をするため、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ 1 特定任期付職員の給料月額の上上げ 2 令和５年（２０２３年）１２月支給の期末手当の支給割合の改定 1.65 月分 → 1.75 月分（+0.1 月分） 3 令和６年度（２０２４年度）以降の期末手当の支給割合の整備 ６月支給 1.65 月分 → 1.7 月分 １２月支給 1.75 月分 → 1.7 月分 ＜施行日＞ 改正内容１ → 公布の日（令和５年（２０２３年）４月１日適用） 改正内容２ → 令和５年（２０２３年）１２月１日 改正内容３ → 令和６年（２０２４年）４月１日

【6】 議第 260 号	件名：熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について <改正理由> 一般職の給与改定の実施に伴い、会計年度任用職員の給与の改定をするため、所要の改正を行うもの <改正内容> 1 会計年度任用職員の給料月額の上上げ 2 令和5年（2023年）12月支給の期末手当の支給割合の改定 1.25月分 → 1.35月分（+0.1月分） 3 令和6年度（2024年度）以降の期末手当の支給割合の整備 6月支給 1.25月分 → 1.3月分 12月支給 1.35月分 → 1.3月分 <施行日> 改正内容1 → 公布の日（令和5年（2023年）4月1日適用等） 改正内容2 → 令和5年（2023年）12月1日 改正内容3 → 令和6年（2024年）4月1日
【7】 議第 261 号	件名：アナログ規制を見直すための関係条例の整備に関する条例の制定について <制定理由> 公示等の方法の拡充に係る関係条例の整備をするため、この条例を制定するもの <制定内容> 次に掲げる条例につき、公示等の方法に市のホームページへの掲載等を追加することに係る規定の整備を行う。 (1) 熊本市営駐車場条例（昭和46年条例第57号） (2) 熊本市都市公園条例（昭和52年条例第32号） (3) 熊本市役所駐車場使用条例（昭和55年条例第8号） (4) 熊本市屋外広告物条例（平成7年条例第73号） (5) 熊本市行政手続条例（平成10年条例第42号） <施行日> 令和6年（2024年）4月1日等

【 8 】 議第 262 号	件名：熊本市消防事務に関する手数料条例の一部改正について ＜改正理由＞ 高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和 5 年政令第 2 7 6 号）の施行による地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成 1 2 年政令第 1 6 号）の一部改正に伴い、本市もこれに準じ、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ 高圧ガス保安法（昭和 2 6 年法律第 2 0 4 号）に基づき認定高度保安実施者が自ら完成検査を行った貯蔵施設等について、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 4 2 年法律第 1 4 9 号）に基づく完成検査を行う場合の手数料を定める。 ＜施行日＞ 令和 5 年（2 0 2 3 年） 1 2 月 2 1 日
【 9 】 議第 263 号	件名：熊本市手数料条例の一部改正について ＜改正理由＞ 戸籍の謄本又は抄本等の交付を個人番号カードを利用して証明書等自動交付機を介して行う場合における手数料を改定するため、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ 戸籍の謄本又は抄本等の交付を個人番号カードを利用して証明書等自動交付機を介して行う場合における手数料 現行：4 5 0 円 → 改正後：2 0 0 円 ＜施行日＞ 令和 6 年（2 0 2 4 年） 1 月 1 日
【 1 0 】 議第 264 号	件名：熊本市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について ＜改正理由＞ 印鑑登録者が印鑑登録証明書の交付申請の際に用いることができる確認書類として個人番号カードを追加するため、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ 印鑑登録者から印鑑登録証明書の交付申請があった際に提示を求める確認書類 現 行：印鑑登録証 改正後：印鑑登録証又は個人番号カード ＜施行日＞ 公布の日

【 1 1 】 議第 265 号	件名：熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例の一部改正について ＜改正理由＞ 人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告に基づいた本市教育職員の給与の改定をするため、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ 1 教育職員の給料月額の上上げ 2 令和 5 年（2023 年）12 月支給の期末手当・勤勉手当の支給割合の改定 (1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 - 期末 1.2 月分 → 1.25 月分（+0.05 月分） - 勤勉 1.0 月分 → 1.05 月分（+0.05 月分） (2) 定年前再任用短時間勤務職員 - 期末 0.675 月分 → 0.7 月分（+0.025 月分） - 勤勉 0.475 月分 → 0.5 月分（+0.025 月分） 3 令和 6 年度（2024 年度）以降の期末手当・勤勉手当の支給割合の整備 (1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 - 期末 6 月支給 1.2 月分 → 1.225 月分 12 月支給 1.25 月分 → 1.225 月分 - 勤勉 6 月支給 1.0 月分 → 1.025 月分 12 月支給 1.05 月分 → 1.025 月分 (2) 定年前再任用短時間勤務職員 - 期末 6 月支給 0.675 月分 → 0.6875 月分 12 月支給 0.7 月分 → 0.6875 月分 - 勤勉 6 月支給 0.475 月分 → 0.4875 月分 12 月支給 0.5 月分 → 0.4875 月分 ＜施行日＞ 改正内容 1 → 公布の日（令和 5 年（2023 年）4 月 1 日適用） 改正内容 2 → 令和 5 年（2023 年）12 月 1 日 改正内容 3 → 令和 6 年（2024 年）4 月 1 日
-----------------------------	--

【12】 議第266号	件名：熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例及び熊本市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正について <改正理由> 市立高等学校に置かれる副校長及び主幹教諭に関し必要な規定の整備をするため、所要の改正を行うもの <改正内容> 1 熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年条例第18号）の一部改正 市立高等学校に置かれる副校長及び主幹教諭の職務の級を定めるための規定の整備等 2 熊本市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年条例第61号）の一部改正 教職調整額の対象となる教育職員に副校長が含まれないことを明確化するための規定の整備 <施行日> 令和6年（2024年）4月1日等
【13】 議第267号	件名：熊本市国民健康保険条例の一部改正について <改正理由> 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）の施行による国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の一部改正等に伴い、出産した被保険者等に係る国民健康保険料の免除措置に関する規定を整備する等のため、所要の改正を行うもの <改正内容> 1 出産被保険者の属する世帯の世帯主に対して賦課する国民健康保険料の所得割額及び被保険者均等割額の減額 2 その他規定の整備 <施行日> 令和6年（2024年）1月1日

【 1 4 】 議第 268 号	件名：熊本市老人福祉センター条例の一部改正について <改正理由> 西老人福祉センター、南老人福祉センター、川上老人福祉センター及び河内老人福祉センターを廃止するため、所要の改正を行うもの <改正内容> 次に掲げる老人福祉センターの廃止 (1) 西老人福祉センター (2) 南老人福祉センター (3) 川上老人福祉センター (4) 河内老人福祉センター <施行日> 令和6年（2024年）4月1日
【 1 5 】 議第 269 号	件名：熊本市高齢者生きがい作業所条例の一部改正について <改正理由> 京町高齢者生きがい作業所を廃止するため、所要の改正を行うもの <改正内容> 京町高齢者生きがい作業所の廃止 <施行日> 公布の日
【 1 6 】 議第 270 号	件名：熊本市旅館業法施行条例の一部改正について <改正理由> 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行による旅館業法（昭和23年法律第138号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの <改正内容> 引用条項の整備 <施行日> 公布の日

【17】 議第 271 号	件名：熊本市自転車競走条例の一部改正について ＜改正理由＞ 競輪場の入場料に係る規定の整備をする等のため、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ 1 競輪場の入場料は、無料とする。 2 特別観覧席の入場料は、市長が別に定めることとする。 3 その他規定の整備 ＜施行日＞ 令和6年（2024年）4月1日
【18】 議第 272 号	件名：熊本市道路占用料徴収条例の一部改正について ＜改正理由＞ 道路法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第378号）の施行による道路法施行令（昭和27年政令第479号）の一部改正により国道の占用料の額が改定されたことに伴い、本市もこれに準じて本市が管理する道路の占用料の額の改定をするため、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ 道路占用料の額の改定 (1) 電柱等 1本（年額） 82円～1,900円 → 74円～1,700円 (2) ガス本管等 1m（年額） 34円～980円 → 31円～890円 (3) 工事用施設等 1㎡（月額） 770円 → 1,100円 (4) その他各占用物件に係る占用料の額の改定 ※ 既存の占用物件に係る増額が前年度比2割を超える場合は、増額を2割までに抑える経過措置を適用 ＜施行日＞ 令和6年（2024年）4月1日

【 1 9 】 議第 273 号	件名：熊本市都市公園条例の一部改正について ＜改正理由＞ 都市公園の占用に係る使用料の額につき、道路の占用料に準じて改定をする等のため、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ 1 都市公園の占用に係る使用料の額の改定 (1) 電柱類 1 本（年額） 9 2 0 円～1, 9 0 0 円 → 8 3 0 円～1, 7 0 0 円 (2) 競技会等の開催に係る仮設工作物 1 m²（日額） 7 7 円 → 1 1 0 円 (3) 工事用施設等 1 m²（月額） 7 7 0 円 → 1, 1 0 0 円 (4) その他各占用物件に係る使用料の額の改定 ※ 既存の占用物件に係る増額が前年度比 2 割を超える場合は、増額を 2 割までに抑える経過措置を適用 2 その他規定の整備 ＜施行日＞ 令和 6 年（2 0 2 4 年）4 月 1 日
-----------------------------	---

【 その他の案件 】

整理番号 議番号	件名、提出理由及び主な内容等
【 1 】 自 議第 274 号 至 議第 290 号	件名：市道の認定について（17路線） <提出理由> 次の事由に伴う市道認定について、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第39条の規定に基づく管理帰属 (2) 地元要望 ※ 市道認定基準 幅員4m以上、縦断勾配9%以下等 <主な内容> 渡鹿6丁目第12号線 外16路線
【 2 】 自 議第 291 号 至 議第 292 号	件名：市道の廃止について（2路線） <提出理由> 次の事由に伴う市道廃止について、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの (1) 地元要望 (2) 払下げ <主な内容> 良町1丁目田井島3丁目第2号線 外1路線
【 3 】 議第 293 号	件名：当せん金付証票の発売について <提出理由> 令和6年度の当せん金付証票の発売限度額について、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第4条第1項の規定により、市議会の議決を求めるもの <主な内容> 令和6年度当せん金付証票発売限度額 6,000,000,000円

【４】 議第 294 号	件名：訴えの提起について（損害賠償金等の支払に係る求償金請求事件） <提出理由> 損害賠償金等の支払に係る求償に関する訴えの提起をするに当たり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの <主な内容> 1 相手方 福岡高等裁判所令和 3 年（ネ）第 574 号損害賠償請求等控訴事件（以下「先行事件」という。）の確定判決により本市と連帯して損害賠償金等の支払を命じられた者（3 人） 2 訴えの趣旨 相手方に対し、先行事件の被控訴人らに対して支払った損害賠償金 49,962,362 円及び遅延損害金 9,863,624 円（以下「損害賠償金等」という。）の全額を求償する。 3 訴えの概要 平成 29 年 6 月 25 日、本市が管理する県道 145 号線（瀬田熊本線）沿いの私有地の樹木が道路内に倒れ、通行中の車両を直撃して運転者が死亡する事故が発生し、これに係る損害賠償に関する訴訟の控訴審である先行事件の判決により、本市及び相手方は、先行事件の被控訴人らに対し連帯して損害賠償金等を支払うことを命じられた。 本市は、当該判決に基づき、先行事件の被控訴人らからの請求に応じて当該損害賠償金等の全額を支払った。 本件事故の原因は、当該樹木の栽植又は支持に瑕疵があったことにあるため、本市は、当該樹木の管理責任を負っていた当該土地所有者の承継人である相手方に対し、本市が被控訴人らに支払った全額の求償に応じるよう求めたが、相手方がこれに応じない。 このため、熊本地方裁判所に対し、損害賠償金等の支払に係る求償に関する訴えを提起するものである。 4 事件に関する取扱い 訴訟において上記請求が認容されないときは、控訴及び上告又は上告受理の申立てをする。
-------------------------	---

【５】 議第 295 号	件名：調停の成立について（写真の無断使用に係る解決金の額の確定） <提出理由> 本市を相手方として熊本簡易裁判所に申し立てられた損害賠償請求調停事件について、調停を成立させるため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの <主な内容> 1 申立人 熊本市中央区在住の者 2 事件名 熊本簡易裁判所 令和 5 年（ノ）第 61 号 損害賠償請求調停事件 3 主な申立内容 申立人は、自ら撮影し、インターネット上のウェブサイトに掲載していた写真を、市のホームページで公開されている資料に出所を明示されずに無断で使用されたことについて、市に対し、損害賠償として金 14 万 4000 円及び調停に係る出頭日当を支払うことを求める。 4 調停条項 (1) 市は、申立人に対し、本件解決金として、金 4 万円の支払義務があることを認める。 (2) 市は、申立人に対し、(1)の金員を、令和 6 年 2 月末日限り、申立人が指定する口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、市の負担とする。 (3) 申立人は、その余の請求を放棄する。 (4) 申立人及び市は、申立人と市との間には、本件に関し、この調停条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。 (5) 調停費用は、各自の負担とする。
-------------------------	--

【6】 議第 296 号	件名：公の施設の他の団体の利用に関する協定について ＜提出理由＞ 公の施設の他の団体の利用について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 3 第 3 項の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの ＜主な内容＞ 地方自治法第 244 条の 3 第 2 項の規定により、公の施設の利用について、熊本市と宇城市との間で次のとおり協定する。 1 協定の趣旨 相互の住民への図書資料の貸出し 2 対象となる公の施設 (1) 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）に基づく図書館のうち熊本市及び宇城市が設置するもの (2) 次に掲げる施設に附属する図書室 - ア 熊本市公民館条例（昭和 43 年条例第 16 号）に規定する公民館 - イ 熊本市男女共同参画センターはあもにい 3 施設の利用関係 2 に規定する公の施設を設置した市の条例、規則その他の規程の規定により貸出しを実施 4 経費の負担 2 に規定する公の施設を設置した市が負担
【7】 議第 297 号	件名：指定管理者の指定について（国際交流会館） ＜提出理由＞ 熊本市国際交流会館の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの ＜主な内容＞ 1 施設の名称 熊本市国際交流会館 2 指定管理者 熊本市中央区花畑町 4 番 18 号 一般財団法人 熊本市国際交流振興事業団 理事長 小野 友道 3 指定期間 自 令和 6 年（2024 年）4 月 1 日 至 令和 11 年（2029 年）3 月 31 日 ※ 現指定管理者が継続

【８】 議第 298 号	件名：指定管理者の指定について（祖崇廟納骨堂） <提出理由> 熊本市祖崇廟納骨堂の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの <主な内容> 1 施設の名称 熊本市祖崇廟納骨堂 2 指定管理者 熊本市南区平成 1 丁目 10 番 8 号 公益社団法人 熊本市シルバー人材センター 理事長 西島 喜義 3 指定期間 自 令和 6 年（2024 年）4 月 1 日 至 令和 9 年（2027 年）3 月 31 日 ※ 現指定管理者が継続
【９】 議第 299 号	件名：指定管理者の指定について（現代美術館） <提出理由> 熊本市現代美術館の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの <主な内容> 1 施設の名称 熊本市現代美術館 2 指定管理者 熊本市中央区上通町 2 番 3 号 公益財団法人 熊本市美術文化振興財団 理事長 池田 泰紀 3 指定期間 自 令和 6 年（2024 年）4 月 1 日 至 令和 11 年（2029 年）3 月 31 日 ※ 現指定管理者が継続

【10】 議第300号	件名：指定管理者の指定について（白川公園、中央公民館） ＜提出理由＞ 白川公園及び熊本市中央公民館の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの ＜主な内容＞ 1 施設の名称 （1） 白川公園 （2） 熊本市中央公民館 2 指定管理者 白川公園複合施設管理運営共同企業体 代表者 熊本市南区江越1丁目14番10号 株式会社 パブリックビジネスジャパン 代表取締役 萩原 宣 熊本市中央区辛島町8番23号 株式会社 熊本シティエフエム 代表取締役 田上 聖子 熊本市中央区大江6丁目24番19号 九州綜合サービス 株式会社 代表取締役 尾池 千佳子 熊本市中央区世安1丁目5番1号 熊日サービス開発 株式会社 代表取締役社長 緒方 宏則 3 指定期間 自 令和6年（2024年）4月1日 至 令和11年（2029年）3月31日 ※ 現指定管理者が構成企業を一部変更の上継続
------------------------	--

【 1 1 】 議第 301 号	件名：指定管理者の指定について（植木健康福祉センター） < 提出理由 > 熊本市植木健康福祉センターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの < 主な内容 > 1 施設の名称 熊本市植木健康福祉センター 2 指定管理者 福岡市博多区博多駅東 2 丁目 9 番 2 5 号 シンコースポーツ九州 株式会社 代表取締役 石崎 健太 3 指定期間 自 令和 6 年（2 0 2 4 年）1 0 月 1 日 至 令和 1 1 年（2 0 2 9 年）3 月 3 1 日 ※ 現指定管理者から変更
【 1 2 】 議第 302 号	件名：指定管理者の指定について（南部在宅福祉センター） < 提出理由 > 熊本市南部在宅福祉センターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの < 主な内容 > 1 施設の名称 熊本市南部在宅福祉センター 2 指定管理者 熊本市南区平成 1 丁目 1 6 番 1 8 号 社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団 理事長 田端 高志 3 指定期間 自 令和 6 年（2 0 2 4 年）4 月 1 日 至 令和 9 年（2 0 2 7 年）3 月 3 1 日 ※ 現指定管理者が継続

【 1 3 】 議第 303 号	件名：指定管理者の指定について（東部在宅福祉センター、東老人福祉センター）
	＜提出理由＞ 熊本市東部在宅福祉センター及び熊本市東老人福祉センターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの ＜主な内容＞ 1 施設の名称 (1) 熊本市東部在宅福祉センター (2) 熊本市東老人福祉センター 2 指定管理者 東部福祉センター管理運営共同企業体 代表者 熊本市南区江越 1 丁目 1 4 番 1 0 号 株式会社 パブリックビジネスジャパン 代表取締役 萩原 宣 熊本市中央区大江 6 丁目 2 4 番 1 9 号 九州綜合サービス 株式会社 代表取締役 尾池 千佳子 3 指定期間 自 令和 6 年（2 0 2 4 年）4 月 1 日 至 令和 9 年（2 0 2 7 年）3 月 3 1 日 ※ 現指定管理者が継続

【 1 4 】 議第 304 号	件名：指定管理者の指定について（北老人福祉センターほか3施設） ＜提出理由＞ 熊本市北老人福祉センター、熊本市天明老人福祉センター、熊本市城南老人福祉センター及び熊本市富合老人福祉センターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの ＜主な内容＞ 1 施設の名称 (1) 熊本市北老人福祉センター (2) 熊本市天明老人福祉センター (3) 熊本市城南老人福祉センター (4) 熊本市富合老人福祉センター 2 指定管理者 パブリック・オカムラ管理運営共同企業体 代表者 熊本市南区江越1丁目14番10号 株式会社 パブリックビジネスジャパン 代表取締役 萩原 宣 宇城市松橋町久具1948番地1 株式会社 オカムラ 代表取締役 岡村 健志 3 指定期間 自 令和6年（2024年）4月1日 至 令和9年（2027年）3月31日 ※ 上記1の(1)及び(2)の施設 現指定管理者から変更 上記1の(3)及び(4)の施設 現指定管理者が継続
-----------------------------	--

【15】 議第 305 号	件名：指定管理者の指定について（西里老人福祉センター） <提出理由> 熊本市西里老人福祉センターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの <主な内容> 1 施設の名称 熊本市西里老人福祉センター 2 指定管理者 熊本市南区平成1丁目16番18号 社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団 理事長 田端 高志 3 指定期間 自 令和6年（2024年）4月1日 至 令和9年（2027年）3月31日 ※ 現指定管理者が継続
【16】 自 議第 306 号 至 議第 432 号	件名：指定管理者の指定について（老人憩の家）（127施設） <提出理由> 老人憩の家の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの <主な内容> 1 施設の名称 熊本市城山半田老人憩の家 外126施設 2 指定管理者 熊本市城山半田老人憩の家運営委員会 外126団体 3 指定期間 自 令和6年（2024年）4月1日 至 令和11年（2029年）3月31日 ※ 現指定管理者が継続

【17】 議第 433 号	件名：指定管理者の指定について（高齢者技能習得センター） ＜提出理由＞ 熊本市高齢者技能習得センターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの ＜主な内容＞ 1 施設の名称 熊本市高齢者技能習得センター 2 指定管理者 熊本市南区平成1丁目10番8号 公益社団法人 熊本市シルバー人材センター 理事長 西島 喜義 3 指定期間 自 令和6年（2024年）4月1日 至 令和11年（2029年）3月31日 ※ 現指定管理者が継続
【18】 議第 434 号	件名：指定管理者の指定について（障害者福祉センター希望荘） ＜提出理由＞ 熊本市障害者福祉センター希望荘の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの ＜主な内容＞ 1 施設の名称 熊本市障害者福祉センター希望荘 2 指定管理者 熊本市南区平成1丁目16番18号 社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団 理事長 田端 高志 3 指定期間 自 令和6年（2024年）4月1日 至 令和11年（2029年）3月31日 ※ 現指定管理者が継続

【 1 9 】 議第 435 号	件名：指定管理者の指定について（共同利用施設託麻東部会館） ＜提出理由＞ 熊本市共同利用施設託麻東部会館の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの ＜主な内容＞ 1 施設の名称 熊本市共同利用施設託麻東部会館 2 指定管理者 熊本市東区戸島町 8 5 3 番地 4 熊本市共同利用施設託麻東部会館管理運営委員会 会長 山川 義博 3 指定期間 自 令和 6 年（2 0 2 4 年）4 月 1 日 至 令和 9 年（2 0 2 7 年）3 月 3 1 日 ※ 現指定管理者が継続
-----------------------------	--

【20】 議第 436 号	件名：指定管理者の指定について（西部交流センター） ＜提出理由＞ 西部交流センターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの ＜主な内容＞ 1 施設の名称 西部交流センター 2 指定管理者 西部交流センター管理運営共同企業体 代表者 熊本市南区江越1丁目14番10号 株式会社 パブリックビジネスジャパン 代表取締役 萩原 宣 熊本市東区戸島町2874番地 有価物回収協業組合 石坂グループ 代表理事 石坂 孝光 3 指定期間 自 令和6年（2024年）4月1日 至 令和9年（2027年）3月31日 ※ 現指定管理者が継続
--------------------------	--

【21】 議第 437 号	件名：指定管理者の指定について（三山荘） ＜提出理由＞ 三山荘の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの ＜主な内容＞ 1 施設の名称 三山荘 2 指定管理者 熊本市東区戸島町2573番地 熊本市戸島地域環境保全協議会 会長 田中 穂積 3 指定期間 自 令和6年（2024年）4月1日 至 令和9年（2027年）3月31日 ※ 現指定管理者が継続
--------------------------	---

【 2 2 】 議第 438 号	件名：指定管理者の指定について（熊本城ホール、辛島公園地下駐車場、辛島公園地下自転車駐車場、辛島公園地下通路、くまもと街なか広場、辛島公園、花畑公園） < 提出理由 > 熊本城ホール、熊本市辛島公園地下駐車場、熊本市辛島公園地下自転車駐車場、熊本市辛島公園地下通路、くまもと街なか広場、辛島公園及び花畑公園の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの < 主な内容 > 1 施設の名称 (1) 熊本城ホール (2) 熊本市辛島公園地下駐車場 (3) 熊本市辛島公園地下自転車駐車場 (4) 熊本市辛島公園地下通路 (5) くまもと街なか広場 (6) 辛島公園 (7) 花畑公園 2 指定管理者 熊本城ホール運営共同事業体 代表者 東京都千代田区三番町 2 番地 株式会社 コンベンションリンケージ 代表取締役 平位 博昭 東京都豊島区東池袋 4 丁目 2 3 番 1 5 号 株式会社 キョードーファクトリー 代表取締役社長 前田 三郎 熊本市中央区中央街 4 番 2 9 号 株式会社 パースト 2 4 代表取締役 太田 康隆 熊本市中央区辛島町 3 番 2 0 号 太平ビルサービス 株式会社 代表取締役 狩野 伸彌 3 指定期間 自 令和 6 年（ 2 0 2 4 年） 4 月 1 日 至 令和 1 1 年（ 2 0 2 9 年） 3 月 3 1 日 ※ 上記 1 の(1)から(4)までの施設 現指定管理者が構成企業を一部変更の上継続 上記 1 の(5)から(7)までの施設 現指定管理者から変更
-----------------------------	--

【23】 議第 439 号	件名：指定管理者の指定について（総合体育館・青年会館、田迎公園運動施設、南部総合スポーツセンター、総合屋内プール、託麻スポーツセンター、水前寺野球場、水前寺競技場、城南総合スポーツセンター、植木中央公園運動施設、城南B＆G海洋センター） <提出理由> 熊本市総合体育館・青年会館、田迎公園運動施設、南部総合スポーツセンター、熊本市総合屋内プール、託麻スポーツセンター、水前寺野球場、水前寺競技場、城南総合スポーツセンター、植木中央公園運動施設及び熊本市城南B＆G海洋センターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの <主な内容> 1 施設の名称 (1) 熊本市総合体育館・青年会館 (2) 田迎公園運動施設 (3) 南部総合スポーツセンター (4) 熊本市総合屋内プール (5) 託麻スポーツセンター (6) 水前寺野球場 (7) 水前寺競技場 (8) 城南総合スポーツセンター (9) 植木中央公園運動施設 (10) 熊本市城南B＆G海洋センター 2 指定管理者 熊本市中央区出水2丁目7番1号 一般財団法人 熊本市文化スポーツ財団 理事長 中村 英文 3 指定期間 自 令和6年（2024年）4月1日 至 令和11年（2029年）3月31日 ※ 現指定管理者が継続
--------------------------	---

【 2 4 】 議第 440 号	件名：指定管理者の指定について（城南地域物産館） ＜提出理由＞ 熊本市城南地域物産館の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの ＜主な内容＞ 1 施設の名称 熊本市城南地域物産館 2 指定管理者 熊本市中央区大江 6 丁目 24 番 19 号 九州綜合サービス 株式会社 代表取締役 尾池 千佳子 3 指定期間 自 令和 6 年（2024 年）4 月 1 日 至 令和 11 年（2029 年）3 月 31 日 ※ 現指定管理者が継続
-----------------------------	--

【25】 自 議第441号 至 議第442号	件名：指定管理者の指定について（自転車駐車場）（2件）		
	＜提出理由＞		
	自転車駐車場の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの		
	＜主な内容＞		
	施設の名称	指定管理者	指定期間
	熊本市庁舎自転車駐車場	熊本市中央区中央街4番29号 株式会社 パスト24 代表取締役 太田 康隆	自 令和6年（2024年） 4月1日 至 令和9年（2027年） 3月31日
	熊本市自転車駐車場		
	熊本市辛島公園地下自転車駐車場		
	熊本市庁舎北側自転車駐車場		
	熊本市上通自転車駐車場		
	熊本市武蔵塚駅前自転車駐車場	武蔵塚自転車駐車場管理運営共同企業体 代表者 熊本市中央区帯山4丁目18番1号 株式会社 キューネット 代表取締役 西川 尚希 熊本市南区江越1丁目14番10号 株式会社 パブリックビジネスジャパン 代表取締役 萩原 宣	自 令和6年（2024年） 4月1日 至 令和9年（2027年） 3月31日
	※ 現指定管理者が継続		

【26】 議第443号	件名：特定事業契約締結について（熊本市営高平団地・大窪団地集約建替事業）
	＜提出理由＞ 特定事業契約締結について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの ＜主な内容＞ 1 事業名 熊本市営高平団地・大窪団地集約建替事業 2 事業場所 熊本市北区高平2丁目381番1、同区大窪5丁目261番6ほか 3 契約期間 議決の日から令和14年（2032年）1月31日まで 4 契約金額 (1) 市営住宅整備等の対価 4,410,049,000円（ただし、物価の変動等により増減することがある。） (2) 余剰予定地の対価 71,190,000円（ただし、地価の変動等により増減することがある。） 5 契約の相手方 ※ (1)は代表企業 (1) 熊本市東区御領2丁目28番1号 光進建設 株式会社 代表取締役社長 近藤 誠也 (2) 熊本市中央区世安2丁目1番59号 株式会社 勝本工務店 代表取締役 山田 和雄 (3) 熊本市北区龍田8丁目15番43号 株式会社 タナカ建装 代表取締役 濱口 孝之 (4) 熊本市中央区南千反畑町11番8 2階 株式会社 ライフジャム一級建築士事務所 代表取締役 原田 展幸 (5) 熊本市中央区花畑町12番1号 株式会社 八千代コーポレーション 代表取締役 千原 健治 (6) 熊本市中央区神水2丁目10番7号 株式会社 スマイラックス 代表取締役 高石 大輝 (7) 熊本市中央区水前寺1丁目22番18号 株式会社 タウン開発 代表取締役 前田 尚毅

【27】 議第444号	件名：工事請負契約締結について（（長寿命化）アスパル富合空調設備その他改修工事） <提出理由> 工事請負契約締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び熊本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第16号）第2条の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの <主な内容> 1 請 負 金 額 305,800,000円 2 契約の相手方 公栄・三和・西邦建設工事共同企業体 代表者 熊本市北区徳王1丁目1番47号 公栄設備工業 株式会社 代表取締役 橋山 順一 熊本市東区御領7丁目2番2号 三和電工設備 株式会社 代表取締役 錦戸 保介 熊本市中央区平成3丁目5番13号 西邦電気工事 株式会社 代表取締役社長 豊田 一生 ※ 工期 議決日から令和7年（2025年）1月17日までの予定
------------------------	---

【 報告案件 】

整理番号 報番号	件名、提出理由及び主な内容等
【 1 】 報第 52 号	件名：歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策の実施状況について ＜提出理由＞ 令和 4 年度及び令和 5 年度の歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策の実施状況について、熊本市歯と口腔の健康づくり推進条例（令和 2 年条例第 3 5 号）第 1 0 条第 2 項の規定に基づき、市議会に報告するもの ＜主な内容＞ 歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策の実施状況に係る令和 4 年度の実施結果及び令和 5 年度の実施内容について報告する。
【 2 】 報第 53 号	件名：中小企業の振興に関する施策の実施状況並びに熊本市中小企業活性化会議における審議の経過及び結果について ＜提出理由＞ 令和 4 年度及び令和 5 年度の中小企業の振興に関する施策の実施状況並びに熊本市中小企業活性化会議における審議の経過及び結果について、熊本市中小企業・小規模企業振興基本条例（平成 2 4 年条例第 1 2 8 号）第 1 2 条の規定に基づき、市議会に報告するもの ＜主な内容＞ 中小企業の振興に関する施策の実施状況に係る令和 4 年度の実施結果及び令和 5 年度の実施内容並びに令和 5 年度の熊本市中小企業活性化会議における審議の経過及び結果について報告する。

【3】 報第 54 号	件名：権利の放棄の報告について（熊本市中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例に基づく権利の放棄） ＜提出理由＞ 熊本市中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例（平成29年条例第48号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき権利を放棄したので、条例第4条の規定に基づき、市議会に報告するもの ＜主な内容＞ 1 放棄した権利 本市が2に掲げる者に対して有する条例第2条第5号の回収納付金を受け取る権利 2 放棄により利益を受けた者 熊本県信用保証協会（以下「保証協会」という。） 3 放棄の理由並びに放棄した権利に係る件数及び金額 <table><tr><th>放棄の理由</th><th>件数</th><th>金額</th></tr><tr><td>条例第3条第9号の計画に基づく保証協会からの申出が、同条の規定に該当するため</td><td>1 件</td><td>448,111 円</td></tr></table> 4 放棄の時期 令和5年（2023年）10月23日	放棄の理由	件数	金額	条例第3条第9号の計画に基づく保証協会からの申出が、同条の規定に該当するため	1 件	448,111 円
放棄の理由	件数	金額					
条例第3条第9号の計画に基づく保証協会からの申出が、同条の規定に該当するため	1 件	448,111 円					
【4】 報第 55 号	件名：専決処分の報告について（熊本市災害援護資金償還金の支払督促の申立てに係る訴えの提起） ＜提出理由＞ 災害援護資金償還金の支払督促の申立てに係る訴えの提起について、熊本市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年条例第25号）第4号の規定に基づき専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定に基づき、市議会に報告するもの ＜主な内容＞ 1 相手方 熊本市災害援護資金償還金の滞納者 2 件 数 1 件 3 金 額 553,795 円及びこれに対する遅延損害金 4 督促異議の申立日 令和5年（2023年）10月16日 5 専決日 令和5年（2023年）11月7日						

【5】 報第 56 号	件名：専決処分の報告について（一般県道砂原四方寄線（池上工区）谷尾崎高架橋下部工（P 2）工事請負契約の変更） <提出理由> 工事請負契約の変更について、熊本市長の専決処分事項に関する条例（昭和 4 1 年条例第 2 5 号）第 3 号の規定に基づき専決処分したので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 2 項の規定に基づき、市議会に報告するもの <主な内容> 1 請 負 金 額 5 9 5, 0 2 9, 9 6 9 円 ↓ 6 4 6, 1 5 5, 4 9 9 円 2 契約の相手方 光進・松本建設工事共同企業体 代表者 熊本市東区御領 2 丁目 2 8 番 1 号 光進建設 株式会社 代表取締役社長 近藤 誠也 熊本市南区城南町隈庄 5 0 5 番地 3 松本建設 株式会社 代表取締役 松本 英嗣 3 専 決 日 令和 5 年（2 0 2 3 年）1 0 月 1 2 日
------------------------	---

【6】 報第 57 号	件名：専決処分の報告について（一般県道砂原四方寄線（池上工区）花園高架 1 号橋橋梁上部工工事請負契約の変更） ＜提出理由＞ 工事請負契約の変更について、熊本市長の専決処分事項に関する条例（昭和 4 1 年条例第 2 5 号）第 3 号の規定に基づき専決処分したので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 2 項の規定に基づき、市議会に報告するもの ＜主な内容＞ 1 請 負 金 額 9 3 4 , 2 3 0 , 0 0 0 円 ↓ 9 6 2 , 0 3 8 , 7 3 1 円 2 契約の相手方 ピーエス三菱・東陽道建設工事共同企業体 代表者 熊本市中央区上水前寺 1 丁目 9 番 1 5 号 株式会社 ピーエス三菱 熊本営業所 営業所長 松尾 泰治 熊本市東区上南部 2 丁目 6 番 1 号 東陽道 株式会社 代表取締役 東 誠二 3 専 決 日 令和 5 年（2 0 2 3 年）1 0 月 1 7 日
------------------------	--

【7】 報第 58 号	件名：専決処分の報告について（都市計画道路池田町花園線外 1 線道路改良工事請負契約の変更） <提出理由> 工事請負契約の変更について、熊本市長の専決処分事項に関する条例（昭和 41 年条例第 25 号）第 3 号の規定に基づき専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定に基づき、市議会に報告するもの <主な内容> 1 請 負 金 額 3 4 9, 6 1 7, 1 4 9 円 ↓ 3 8 1, 1 4 6, 3 3 3 円 2 契約の相手方 丸成・甲斐土木建設工事共同企業体 代表者 熊本市西区松尾町近津 7 6 7 番地 丸成産業 株式会社 代表取締役 下田 信美 熊本市北区楠 8 丁目 1 7 番 2 7 号 甲斐土木工業 株式会社 代表取締役 甲斐 俊寿 3 専 決 日 令和 5 年（2023 年）10 月 24 日
------------------------	--

【8】 報第 59 号	件名：専決処分の報告について（熊本地震に伴う熊本競輪場施設改修工事（その２）請負契約の変更）																																				
	＜提出理由＞ 工事請負契約の変更について、熊本市長の専決処分事項に関する条例（昭和 41 年条例第 25 号）第 3 号の規定に基づき専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定に基づき、市議会に報告するもの ＜主な内容＞ <table border="0"> <tr> <td>1 請 負 金 額</td><td>1, 8 1 0, 6 0 0, 0 0 0 円</td></tr> <tr> <td></td><td style="text-align: center;">↓</td></tr> <tr> <td></td><td>1, 8 2 3, 7 9 1, 9 8 5 円</td></tr> <tr> <td>2 契約の相手方</td><td>ディエス大進・竹内・三友・大津建設工事共同企業体</td></tr> <tr> <td></td><td>代表者 熊本市中央区壺川 1 丁目 9 番 4 9 号</td></tr> <tr> <td></td><td>ディ．エス．大進工業 株式会社</td></tr> <tr> <td></td><td>代表取締役 後藤 一利</td></tr> <tr> <td></td><td>熊本市東区尾ノ上 4 丁目 2 0 番 1 1 号</td></tr> <tr> <td></td><td>株式会社 竹内工務店</td></tr> <tr> <td></td><td>代表取締役 竹内 浩二</td></tr> <tr> <td></td><td>熊本市中央区神水本町 2 0 番 1 0 号</td></tr> <tr> <td></td><td>株式会社 三友工務店</td></tr> <tr> <td></td><td>代表取締役 古閑 之博</td></tr> <tr> <td></td><td>熊本市中央区米屋町 3 丁目 1 5 番 2 － 1 0</td></tr> <tr> <td></td><td>1 号</td></tr> <tr> <td></td><td>大津建設工業 株式会社</td></tr> <tr> <td></td><td>代表取締役 濱田 茂治</td></tr> <tr> <td>3 専 決 日</td><td>令和 5 年（2023 年）10 月 27 日</td></tr> </table>	1 請 負 金 額	1, 8 1 0, 6 0 0, 0 0 0 円		↓		1, 8 2 3, 7 9 1, 9 8 5 円	2 契約の相手方	ディエス大進・竹内・三友・大津建設工事共同企業体		代表者 熊本市中央区壺川 1 丁目 9 番 4 9 号		ディ．エス．大進工業 株式会社		代表取締役 後藤 一利		熊本市東区尾ノ上 4 丁目 2 0 番 1 1 号		株式会社 竹内工務店		代表取締役 竹内 浩二		熊本市中央区神水本町 2 0 番 1 0 号		株式会社 三友工務店		代表取締役 古閑 之博		熊本市中央区米屋町 3 丁目 1 5 番 2 － 1 0		1 号		大津建設工業 株式会社		代表取締役 濱田 茂治	3 専 決 日	令和 5 年（2023 年）10 月 27 日
1 請 負 金 額	1, 8 1 0, 6 0 0, 0 0 0 円																																				
	↓																																				
	1, 8 2 3, 7 9 1, 9 8 5 円																																				
2 契約の相手方	ディエス大進・竹内・三友・大津建設工事共同企業体																																				
	代表者 熊本市中央区壺川 1 丁目 9 番 4 9 号																																				
	ディ．エス．大進工業 株式会社																																				
	代表取締役 後藤 一利																																				
	熊本市東区尾ノ上 4 丁目 2 0 番 1 1 号																																				
	株式会社 竹内工務店																																				
	代表取締役 竹内 浩二																																				
	熊本市中央区神水本町 2 0 番 1 0 号																																				
	株式会社 三友工務店																																				
	代表取締役 古閑 之博																																				
	熊本市中央区米屋町 3 丁目 1 5 番 2 － 1 0																																				
	1 号																																				
	大津建設工業 株式会社																																				
	代表取締役 濱田 茂治																																				
3 専 決 日	令和 5 年（2023 年）10 月 27 日																																				

【9】 報第 60 号	件名：専決処分の報告について（熊本地震に伴う熊本競輪場施設改修電気設備工事請負契約の変更） <提出理由> 工事請負契約の変更について、熊本市長の専決処分事項に関する条例（昭和 41 年条例第 25 号）第 3 号の規定に基づき専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定に基づき、市議会に報告するもの <主な内容> 1 請 負 金 額 5 6 1, 0 0 0, 0 0 0 円 ↓ 5 6 9, 2 5 9, 5 8 8 円 2 契約の相手方 新星・SYSKEN・西日本・熊電建設工事共同企業体 代表者 熊本市東区神園 2 丁目 1 番 1 号 株式会社 新星 代表取締役 山本 健吾 熊本市中央区萩原町 1 4 番 4 5 号 株式会社 SYSKEN 代表取締役社長 福元 秀典 熊本市南区幸田 2 丁目 3 番 3 9 号 西日本電工 株式会社 代表取締役 釘本 洋 熊本市東区小峯 2 丁目 6 番 6 4 号 株式会社 熊電施設 代表取締役社長 田中 英雄 3 専 決 日 令和 5 年（2023 年）10 月 31 日
------------------------	--

【10】 報第61号	件名：専決処分の報告について（熊本地震に伴う熊本競輪場施設改修機械設備工事請負契約の変更）
	＜提出理由＞ 工事請負契約の変更について、熊本市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年条例第25号）第3号の規定に基づき専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定に基づき、市議会に報告するもの ＜主な内容＞ 1 請 負 金 額 4 6 6 , 4 0 0 , 0 0 0 円 ↓ 4 7 2 , 0 3 9 , 0 4 1 円 2 契約の相手方 旭・肥後・SYSKEN・熊電建設工事共同企業体 代表者 熊本市南区田迎6丁目11番3号 旭電業 株式会社 代表取締役 吉村 俊彦 熊本市東区戸島町974番地11 株式会社 肥後設備 代表取締役 中上 博貴 熊本市中央区萩原町14番45号 株式会社 SYSKEN 代表取締役社長 福元 秀典 熊本市東区小峯2丁目6番64号 株式会社 熊電施設 代表取締役社長 田中 英雄 3 専 決 日 令和5年（2023年）10月31日

【11】 報第62号	件名：専決処分の報告について（熊本競輪場競走路建設工事請負契約の変更） <提出理由> 工事請負契約の変更について、熊本市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年条例第25号）第3号の規定に基づき専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定に基づき、市議会に報告するもの <主な内容> 1 請 負 金 額 691,460,000円 ↓ 753,419,355円 2 契約の相手方 東大・東陽道建設工事共同企業体 代表者 熊本市西区小島6丁目4番2号 東大建設 株式会社 代表取締役 東 政年 熊本市東区上南部2丁目6番1号 東陽道 株式会社 代表取締役 東 誠二 3 専 決 日 令和5年（2023年）10月24日
【12】 報第63号	件名：専決処分の報告について（熊本競輪場競走路舗装工事請負契約の変更） <提出理由> 工事請負契約の変更について、熊本市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年条例第25号）第3号の規定に基づき専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定に基づき、市議会に報告するもの <主な内容> 1 請 負 金 額 318,030,900円 ↓ 328,767,266円 2 契約の相手方 熊本市東区御領6丁目3-77 株式会社 NIPPO 熊本統括事業所 所長 太田 勝也 3 専 決 日 令和5年（2023年）10月24日

【13】 報第64号	件名：専決処分の報告について（白川小学校校舎増改築工事請負契約の変更）
	＜提出理由＞ 工事請負契約の変更について、熊本市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年条例第25号）第3号の規定に基づき専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定に基づき、市議会に報告するもの ＜主な内容＞ 1 請 負 金 額 647,680,000円 ↓ 651,621,257円 2 契約の相手方 建吉・熊本利水・カワゴエ建設工事共同企業体 代表者 熊本市中央区坪井6丁目38番15号 株式会社 建吉組 代表取締役 笹原 健嗣 熊本市北区大窪4丁目2番4号 熊本利水工業 株式会社 代表取締役 田中 祐治 熊本市東区戸島町920番地6 株式会社 カワゴエ 代表取締役 川越 一弘 3 専 決 日 令和5年（2023年）10月24日